

山口県被災宅地危険度判定士登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、被災した宅地の危険度判定を行う山口県被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）及び危険度判定実施本部との連絡調整等を行う山口県被災宅地危険度判定業務調整員（以下「判定調整員」という。）の登録に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長（危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置される組織の長）が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2) 危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

(登録の対象)

第3条 知事は、県内に居住又は勤務する者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第13条に規定する講習を修了した者の中から、宅地判定士を登録する。

- (1) 宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第17条各号のいずれか又は都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第1号イからチまでのいずれかに該当する者
 - (2) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、国又は地方公共団体の職員として、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
 - (3) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、国又は地方公共団体の職員として、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者
- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、前項各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として登録することができる。

(登録の申請)

第4条 宅地判定士の登録を受けようとする者は、山口県被災宅地危険度判定士登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 登録申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。ただし、知事が添付の省略を認めたものについては、この限りでない。

- (1) 申請者の写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景、縦3cm、横2cm）1枚
- (2) 前条第1項第1号に該当する者については、資格要件申告書（様式第2号）及び当該資格要件を証明する書類
- (3) 前条第1項第2号又は第3号に該当する者については、実務経験証明書（様式第3号）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（認定の対象）

第5条 知事は、危険度判定の実施に当たり、宅地判定士である者で、第13条に規定する講習を修了し、かつ、次項の業務を適正に行うことができると認めた者を、判定調整員として認定する。

2 判定調整員は、実施マニュアルに基づき、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定士の実施に係る宅地判定士の指導監督、危険度判定の集計及び危険度判定実施本部長への報告等を行う。

（認定の申請）

第6条 判定調整員の認定を受けようとする者は、山口県被災宅地危険度判定業務調整員認定申請書（様式第9号。以下「認定申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 認定申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 申請者の写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景、縦3cm、横2cm）1枚

（登録証の交付）

第7条 知事は、第3条第1項及び前条第1項の申請があった場合において、当該申請が適正であると認めたときは、山口県被災宅地危険度判定士名簿（様式第4号、以下「宅地判定士名簿」という。）に登録するとともに、当該申請者に山口県被災宅地危険度判定士登録証（様式第5号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

2 登録の有効期間は、当該登録を受ける者が、最後に受講した講習会の修了の日（第3条第2項に該当する場合にあっては、知事が認めた日）から5年後の応答日の属する年度の末日までとする。

（登録の更新）

第8条 前条第2項による登録の有効期間終了の後も、引き続き宅地判定士の登録を受けようとする者は、現に有効な登録の有効期間の終了までに第13条に規定する講習会を受講し修了した場合又は知事が講習会を修了した者と同等の知識を有すると認めた場合、知事に登録申請書及び現に有効な登録証（以下「登録申請書等」という。）を提出することにより、登録を更新することができる。

- 2 知事は、前項の申請があったときは、登録の更新を行い、新たな登録証を交付するものとする。
- 3 前項による登録の有効期間は、前条第2項に準ずる。

(登録事項の変更)

第9条 宅地判定士は、次に掲げる事項に変更があったときは、山口県被災宅地危険度判定士登録事項変更届（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所及び電話番号
- (3) 勤務先の名称、所在地及び電話番号

- 2 知事は、前項の届出があったときは、宅地判定士名簿を訂正し、必要に応じ、記載事項を変更した新たな登録証を交付するものとする。

(登録証の再交付)

第10条 宅地判定士は、登録証を紛失し、又は汚損したときは、山口県被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書（様式第7号）を知事に提出し、再交付を受けることができる。

- 2 知事は、前項の申請があったときは、申請者に登録証を再交付するものとする。
- 3 登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証を発見したときは、すみやかに当該登録証を知事に返納しなければならない。

(登録の辞退)

第11条 宅地判定士は、登録を辞退しようとするときは、山口県被災宅地危険度判定士登録辞退届（様式第8号）に登録証を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の届出があったときは、その者を宅地判定士名簿から抹消するものとする。

(登録の取消)

第12条 知事は、宅地判定士として登録されている者が、他の都道府県知事の登録を受けるときは、宅地判定士の登録を取り消すものとする。

- 2 知事は、宅地判定士として登録されている者について、宅地判定士としてふさわしくないと認めた場合は、登録を取り消すことができる。
- 3 前2項の規定により登録を取り消された宅地判定士は、すみやかに登録証を知事に返納しなければならない。

(講習会)

第13条 県は、市町の協力を得て第3条第1項各号及び第5条第1項に該当する者を対象に、危険度判定に必要な知識及び技能向上のための講習会を実施するものとする。

- 2 第3条第1項及び第5条第1項の講習は、前項の講習会又は被災宅地危険度判定

連絡協議会若しくは他の都道府県が行う講習会とする。

(登録事項の通知)

第14条 知事は、第7条第1項、第8条第2項、第9条第2項、第11条第2項、第12条第1項及び同条第2項に規定する手続を行った場合には、その内容を被災宅地危険度判定連絡協議会会長に通知するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成15年3月18日から施行する。

この要綱は平成28年12月15日から改正する。

この要綱は平成30年12月18日から改正する。

この要綱は令和2年11月1日から改正する。